

## 遺伝子組換え実験安全委員会 委員一覧

令和5年4月1日  
総務課 研究協力係

		氏名	所属・職名	任期
	第1号委員	颯田 葉子	統合進化科学研究センター・教授	R4.4.1～R6.3.31
	第2号委員	大田 竜也	統合進化科学研究センター・准教授	R4.4.1～R6.3.31
	第2号委員	木下 充代	統合進化科学研究センター・准教授	R4.4.1～R6.3.31
	第3号委員	田嶋 敦	金沢大学医学保健研究域医学系・教授	R5.4.1～R6.3.31
	第4号委員	田辺 秀之	統合進化科学研究センター・准教授	R4.4.1～R6.3.31
	第5号委員	堀内 伸也	総務課長	R4.4.1～R6.3.31
	第6号委員	該当者なし		

### 国立大学法人総合研究大学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程（抜粋）

（遺伝子組換え実験安全委員会）

第9条 法人に遺伝子組換え実験安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、法令等及びこの規程に熟知し、又は遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに関する専門的な知識及び技術を基に広い視野を有する次の各号に掲げる者で組織し、学長が任命する。

- （1）安全主任者
- （2）先導科学研究科に所属する教授又は准教授 2人
- （3）予防医学の専門家 1人
- （4）安全衛生委員会から選出された者 1人
- （5）総務課長
- （6）前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた者 若干人

3 委員（前項第1号、第5号及び第6号の委員を除く。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

4 委員会は、必要に応じて安全主任者及び実験責任者に対し、遺伝子組換え実験等の安全確保に関して報告を求め、又は指導助言することができる。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。